

令和2年第1回
箕面市農業委員会総会会議録
令和2年1月15日（水）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年1月15日(水)
午後4時00分から午後4時45分まで
2. 出席委員(20名)

1番	阪本 喜代治	3番	神代 繁近	4番	乾 敏雄
5番	西田 茂信	6番	稲野 実	7番	清水 哲朗
8番	笹川 悦子	9番	稲垣 惠一	10番	小路 一男
11番	辻元 利治	12番	北田 榮次	13番	野口 博史
14番	加藤 博一	15番	神田 隆生	16番	仲野 良次
17番	佐茂 仁士	18番	大住 勝	19番	松井 正義
20番	橋本 正	21番	上田 春雄		
3. 欠席委員 2番 二石 博昭
4. 会議録署名委員 21番 上田 春雄 3番 神代 繁近
5. 出席事務局職員
事務局長 藤田 豊、局長代理 佐治 功、参事 尾崎 竜太郎、中井 正美
6. 議事日程

第1号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第2号議案	相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第3号議案	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第4号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第5号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第6号議案	農用地利用集積計画の作成の件
報告第1号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による 所有権移転届出受理)
報告第2号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による 所有権移転届出受理)
報告第3号	事務処理報告の件(農業用施設設置報告)
報告第4号	農地等状況報告の件

令和2年第1回箕面市農業委員会総会

(開会 午後4時00分)

議長 それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第1回箕面市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 座らせていただいて、進行させていただきます。

議長 この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局長 希望者はありません。

事務局長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

事務局長 出席状況をご報告いたします。

議長 本日は、二石委員から欠席の届け出がございます。

議長 委員21名中、出席委員は20名となっており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員 議長 異議なし。

議長 それでは、19番の松井委員さんと、20番の橋本委員さんをお願いいたします。

事務局長 次に、案件に移ります、日程第2、第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件及び日程第3、第2号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件並びに、日程第4、第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を、関連いたしますので、一括して議題といたします。

事務局長 本3件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長 関連しますので3つの議案について、続けて説明をさせていただきます。

事務局長 ただいま議題となりました第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

事務局長 議案書1ページ、参考資料は、1ページからでございます。

事務局長 被相続人の住所は、[]、氏名は[]氏、職業は[]、所有面積は[]平方メートルです。

事務局長 相続人の住所は、[]、氏名は[]氏、職業は[]、生年月日は[]、相続開始年月日は[]、適用面積は[]平方メートル、被相続人

事務局

との続柄は[]です。

適用農地につきましては石丸[]、地目は台帳、現況ともに畑、面積は[]平方メートル、他6筆の合計7筆で、面積の合計[]平方メートルで全筆、生産緑地となっています。

以上、第1号議案のご説明とさせていただきます。

続きまして、第2号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は、3ページからでございます。

被相続人の住所は、[]、氏名は[]氏、職業は[]、所有面積は[]平方メートルです。

相続人は、住所は同じく、氏名は[]氏、職業は[]、生年月日は[]、相続開始年月日は[]、適用面積は[]平方メートル、被相続人との続柄は[]です。

適用農地につきましては石丸[]、地目は台帳、現況ともに畑、面積は[]平方メートル、他4筆の合計5筆で、面積の合計[]平方メートルで全筆、生産緑地となっています。

以上、第2号議案のご説明とさせていただきます。

続きまして、第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

買取りの申し出をされる土地は、石丸[]、地目は台帳、現況ともに田、面積は[]平方メートルです。

主たる従事者は[]氏で、申出をするものとの関係は[]となっています。

申し出人は[]氏です。

申出事由は、死亡で、申出事由が生じた日は令和元年6月4日です。

以上、第3号議案のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、辻元委員さんに報告をお願いします。

関連しますので、3つの議案について合わせて報告をさせていただきます。

第1号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、箕面市立[]から西に約300メートル入ったところの石丸[]付近の5筆とそこから北に約500メートル行ったところの2筆の合計7筆の農地です。

議長
辻元委員

辻元委員

申請人の■■■■氏は、令和元年6月4日に、耕作者であった■■■■の■■■■氏を亡くされ、このたび、相続された農地についてを引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

■■■■氏は現在■■■■歳で従前から家族で農業経営に携わってこられ、年に100日ほど農作業に従事されています。

耕作に必要な農機具も完備されており、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思われます。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には、問題ないものと思われます。

以上で第1号議案の調査内容の報告を終わります。

続きまして、第2号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■から西に約300メートル入ったところの石丸■■■■付近の5筆の農地です。

申請人の■■■■氏は、令和元年6月4日に、耕作者であった配偶者の■■■■氏を亡くされ、このたび、相続された農地について引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

■■■■氏は現在■■■■歳で従前から家族で農業経営に携わってこられ、年に60日ほど農作業に従事されています。

耕作に必要な農機具も完備されており、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思われます。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には、問題ないものと思われます。

以上で第2号議案の調査内容の報告を終わります。

続きまして、第3号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■から西に約200メートルのところの■■■■の西側の農地です。

申請人の■■■■氏は、令和元年6月4日に、これらの生産緑地を耕作をされていた■■■■の■■■■氏を亡くされ、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■氏本人が農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認や聞き取りなどから、以前は■■■■氏本人が、主として耕作をされていたことを確認しました。

主たる従事者の証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で第3号議案の調査内容の報告とさせていただきます。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本3件につきましては、原案ど

議長

議長

おり、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第4号議案、農用地利用集積計画の作成の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、第4号議案、農用地利用集積計画の作成の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について諮問があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の意見を求められたものです。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は外院■■■■■■■■■■、地目は台帳、現況ともに田、面積は■■■■■■平方メートルです。

中山者（借り手）の住所は、■■■■■■■■■■氏、職業は農業です。

申出者（貸し手）は、■■■■■■■■■■氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は公告日から令和5年3月31日までです。

以上、第4号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、辻元委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員

第4号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■■■■■■■の北東角から東へ60メートルほど行ったところにある農地です。

貸し手の■■■■■■■■■■氏は、高齢により耕作が困難になってきたことから、この農地を貸し出すことを希望されたものです。

借り手は、■■■■■■■■■■にお住まいの■■■■■■■■■■氏で、職業は■■■■■■■■■■です。■■■■■■■■■■氏は、現在、申請農地の近くに所有されている農地で耕作を行っており、この度、経営規模を拡大されようとするものです。

農作業歴は■■■■■■■■■■年、農機具は田植え機やトラクターをお持ちです。

申請された農地まで徒歩で1分程度、年に250日ほど、農業に従事されるとのことでした。

作付けとしては、主に水稻の栽培を計画されており、水については、水路を利用します。

事務局

2月1日から令和5年3月31日までです。

議長

以上、第6号議案のご説明とさせていただきます。

稲垣委員

本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第6号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]から北40メートルほど進み、三叉路を西へ260メートルほど行ったところ、[]の北側にある農地です。

申請地におきましては、現在、借り手の[]氏が利用権の設定を受け、耕作をされています。

この度、1月末で期間満了を迎えるにあたり、貸し手の[]氏、借り手の[]氏の両名から継続の希望がありましたので、この度、改めて利用権の設定を行うものです。

農機具は耕運機をお持ちで、農地まで自転車で10分程度、年に260日ほど、農業に従事されるとのことでした。

さまざまな種類の野菜の栽培を計画されており、箕面市の学校給食へ出荷される予定です。水については、雨水を利用されています。

農作業歴も十分にあり、申請農地について問題なく農業を行っていくものと思います。本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているので許可できるものと考えます。

以上で調査内容の報告を終わります。

併せて、担当地区におきまして、農用地利用の集積計画の利用権の合意による解除の申し出がありましたので、ご報告いたします。

申請地の場所は、新稲[]、地目は畑、面積は[]平方メートルで、箕面池田線の[]北側の[]を西に60メートル入ったところの農地です。

申請地におきましては、借り手の[]氏が利用権設定を受け、[]氏から令和元年7月31日から令和4年9月30日までの設定でしたが、この度、適切な農地の管理がなされていないことを理由に、令和元年12月9日付けで、双方の解約の合意がなされ、土地の引き渡しを、令和元年12月31日に行われたことをご報告いたします。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、箕面市長あて答申いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件の農用地利用集積計画の作成につきましては、問題ないものとして、箕面市長に

議長

答申することに決定いたします。

次に、日程第8、報告第1号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は牧落[]、地目は、台帳・現況共に田、面積は[]平方メートルです。

譲受人は[]

[]氏、職業は[]、譲渡人は、[]

[]氏、転用目的は、戸建住宅6戸となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和元年12月12日専決し、処理したものでございます。

以上、報告第1号のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、清水委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

清水委員

報告第1号について、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道171号、[]の交差点の北西にある[]西側の農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]氏が戸建て住宅を建築することです。

周辺につきましては、東側は道路、西側は宅地、北側及び南側は他人の農地となっています。

汚水は、公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流され、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第9、報告第2号、専決処理の報告の件農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地は今宮[]、地目は、台帳・現況共に田、面積は

事務局

■■■■平方メートルです。

譲受人は

■■■■氏、職業は■■■■、譲渡人は、
■■■■氏、転用目的は、分譲住宅5区画と

なっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和元年12月17日専決し、処理したものでございます。

以上、報告第2号のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、橋本委員さんから調査内容の報告をお願いいたします。

橋本委員

報告第2号について、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、国道171号、■■■■付近から一本南の東西に走る道を東へ320メートルほど行ったところの南側にある農地です。

譲渡人は、■■■■氏で、譲受人の■■■■
■■■■氏が分譲宅地5区画整備するとのことです。

周辺につきましては、南側及び東側は墓地、西側は宅地、北側は道路となっています。

汚水等は、北側道路の公共下水へ接続、雨水等は道路側溝へ放流され、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第10、報告第3号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第3号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料17ページからでございます。

届出地は外院■■■■、地目は、台帳は田現況は畑、面積■■■■
■■■■平方メートルほか1筆で、合計2筆、合計面積は■■■■平方メートルでございます。

施設の設置状況ですが、設置施設面積は■■■■平方メートル、施設の種類はビニールハウス、施設所有者は■■■■氏でございます。

報告者は

■■■■氏、備考として令和元年12月2日受付となっております。

なお、届出地は、利用権設定手続き中で所有者の承諾を得て施設の設置をされるものです。

事務局

また、事務処理報告の件でございますので、農業委員さんの調査報告はございません。

議長

以上、報告第3号のご説明並びに報告とさせていただきます。

次に、日程第11、報告第4号農地等状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、各委員さんから補足も含めまして報告をお願いいたします。

北田委員からお願いします。

北田委員

■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■、耕作者：■■■■氏は、■■■■氏に指導の結果、除草完了しました。同じく■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■も、■■■■氏が除草を進めるとのことです。

議長

■■■■氏の農地、上止々呂美■■■■、耕作者：■■■■氏は、雑草繁茂状態です。除草を指導しました。

大住委員

次に、大住委員お願いします。

■■■■氏の農地、西小路■■■■他は木を伐採し畑も少し広がっています。農地の改善計画書は未提出です。

■■■■氏の農地、西小路■■■■は、変化がなく、農地の改善計画書は未提出です。

議長

次に、清水委員お願いします。

清水委員

概ね良好に管理されています。

議長

次に、佐茂委員お願いします。

佐茂委員

■■■■氏の農地、桜■■■■は、強風で倒れそうな高木について伐採予定です。経過観察していきます。

議長

次に、稲垣委員お願いします。

稲垣委員

■■■■氏の農地新稲■■■■は、雑草繁茂状態です。指導の結果、除草済みです。

■■■■氏の農地、新稲■■■■は、雑草繁茂状態です。

指導を行うも留守がちのため、除草のお願いと意向確認のため連絡を欲しい旨の文書を再度投函しました。

■■■■氏の農地、新稲■■■■は雑草繁茂状態です。再度除草を指導しました。年明けには除草するとのこと。

■■■■氏の農地、新稲■■■■は、雑草繁茂状態です。除草を指導しました。

■■■■のオリーブ園、新稲■■■■は、除草は進んでいるが一部未除草です。残りについて除草を指導しました。

稲垣委員

■■■■氏の農地、新稲■■■■は、借り手の■■■■氏と利用権設定していたものの合意解約しました。

議長
乾委員

次に、乾委員お願いします。

■■■■氏の農地、萱野■■■■他は、未除草の部分が残っており、変化ありません。除草のお願いと意向確認のため連絡を欲しい旨の文書を再度投函しました。その後1月9日に本人から電話が有り、体調をくずして、退院したところで、通院中のことです。体調が良くなれば除草すると伺いましたので、経過観察します。

議長
橋本委員

次に、橋本委員お願いします。

■■■■氏の農地、西宿■■■■は、大木の枝が折れていて処理が課題です。雑草繁茂状態で業者に依頼しているとのことです。再度、除草等のお願い文書を投函しました。

■■■■氏の農地、西宿■■■■は、雑草繁茂状態です。再度除草を本人に指導しました。

議長
辻元委員

次に、辻元委員お願いします。

■■■■氏の農地、白島■■■■他は、指導の結果、畦は未除草であるが、雑木は伐採され、全筆耕起済みです。

議長
松井委員

次に、松井委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

議長
小路委員

次に、小路委員お願いします。

■■■■氏の農地、粟生外院■■■■は、南半分未除草です。除草を指導しました。

■■■■氏の農地、粟生外院■■■■は、東側一部雑草繁茂状態です。除草お願いの文書を投函しました。

■■■■氏の農地、粟生外院■■■■は、雑草繁茂状態です。除草お願いの文書を投函しました。

議長
稲野委員

次に、稲野委員お願いします。

概ね良好に管理されています。

議長

次に、加藤委員お願いします。

加藤委員

概ね良好に管理されています。

議長

次に、仲野委員お願いします。

仲野委員

■■■■氏の農地、粟生間谷西■■■■他は、ほぼ除草されています。今後注視していきます。

■■■■氏の農地、粟生間谷西■■■■他は、花木を植えているが雑草繁茂状態でしたが指導の結果、除草済みです。

■■■■氏の農地、粟生間谷西■■■■他は、伐採した竹を

仲野委員 1メートルほどの大きさで、大体片付けられており、除草が進んでいます。今後注視していきます。

議長 次に、西田委員お願いします。

西田委員 []氏の農地、粟生間谷東[]は、半分未除草です。残りについて除草を指導しました。

[]氏他1名の農地、彩都粟生南[]他は、雑草繁茂状態です。業者に除草を依頼しました。

議長 ただ今の各委員、各地区からの報告につきまして、何かございますでしょうか。

他にないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

事務局より何か連絡事項等がございますか。

事務局 (下記連絡事項について説明)

1. 農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領
2. 令和2年度農業委員会総会の日程
3. 農業委員の任期
4. 総会の日程変更

議長 これをもちまして、令和2年第1回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時45分閉会)

上記は、令和2年第1回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長

阪本喜代治

署名委員

上田春雄

署名委員

神代繁近